

【 資料 5 】
令和6年11月1日
岡山市児童福祉審議会
第2回母子保健専門分科会



令和6年度 岡山市の特別支援教育に関する 就学について

岡山市教育委員会事務局学校教育部
教育支援課

【共生社会の実現とインクルーシブ教育システムの構築を目指して】

国際社会も、日本も、岡山市も、障害の有無に関わらず、一人一人を大切にする共生社会の実現を目指しています。

岡山市では、「インクルーシブ教育システムの構築」を目指して特別支援教育を推進しています。「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていくことを目指しています。



【特別支援教育の理念】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うものです。

適切な指導・支援

特別支援学校

通常の学級
(通級指導教室)

特別支援学級



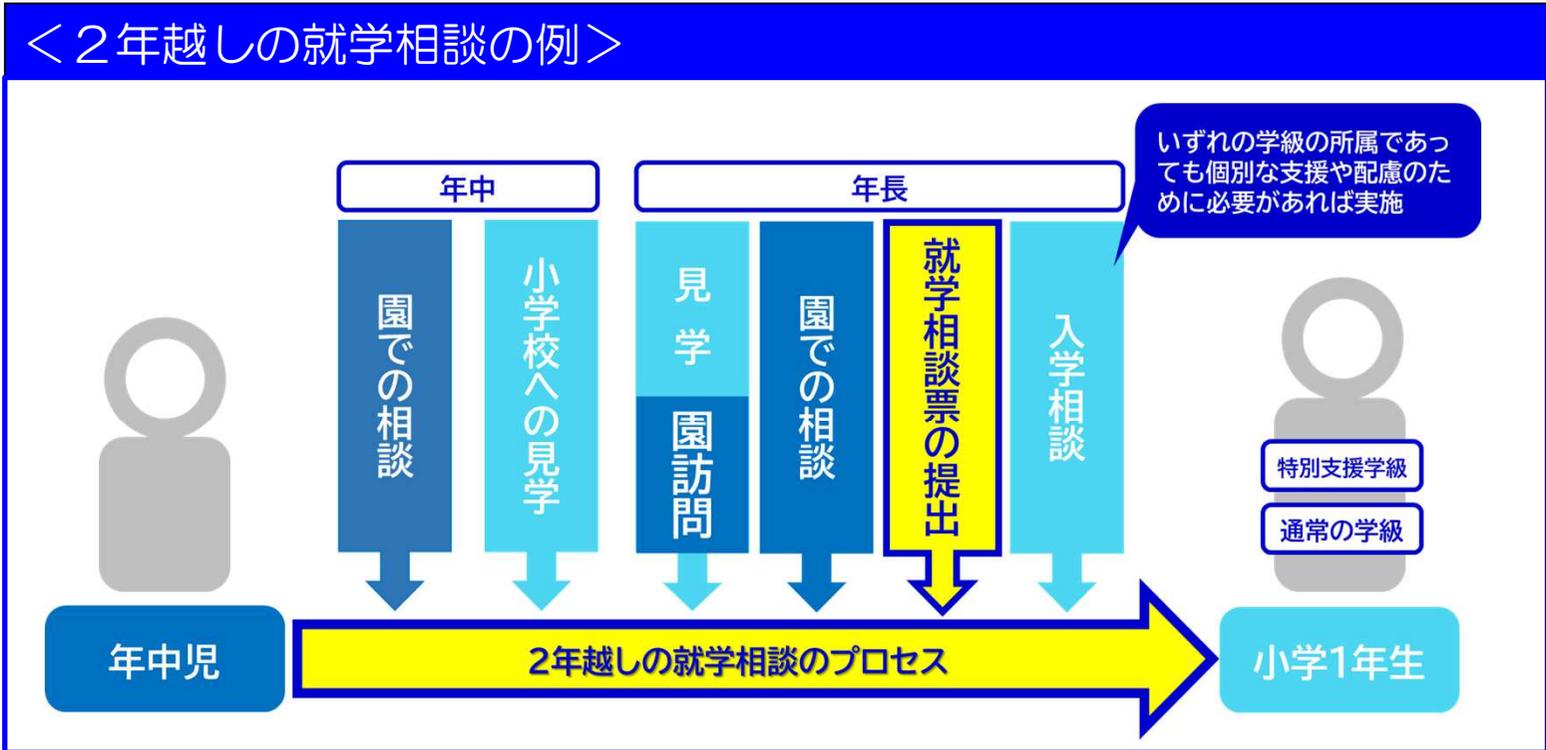
【2年越しの就学相談】

岡山市では、就学の2年前から在籍校園や就学予定校、関係機関等と相談をし、必要に応じて医療機関を受診するなどして、「多様な学びの場」から、「個別の教育的ニーズに最も的確に答えることができる学びの場」を考えることを勧めています。



就学相談のスケジュール

岡山市では、就学の2年前から、「多様な学びの場」から、「個別の教育的ニーズに最も的確に答えることができる学びの場」を考えることを進める。



令和6年度 岡山市の特別支援教育に関する就学について

岡山市における就学相談スケジュール				
岡山市教育委員会				
★…保護者にしていただく内容				
時期	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室	通常の学級
就学前々年度	★就学にあたり、発達について心配がある場合は園や就学予定の小学校・中学校・義務教育学校へ相談する。 ★特別支援教育に関して早めの情報収集をする。			
就学前年度～	★学校公開、オープンスクール等を活用して、就学予定の学校や通級指導教室設置校等を見学したり、教育相談を受けたりする。			
4月ごろ	★必要に応じて医療機関を受診したり、発達検査を受けたりする。 ※特別支援学校、特別支援学級、情緒通級指導教室を希望する場合は、発達検査の結果（有効期間あり）、診断書等が必要になる。			
5月ごろ	★YouTube動画「岡山市の特別支援教育に関する就学についての資料」を視聴するなどして、岡山市の特別支援教育について、手続きや必要書類などについて確認する。			
	★就学を希望する特別支援学校で教育相談を受けて、就学についての希望を伝える。	★就学予定校（原則は居住学区の学校）で教育相談を受けて、就学についての希望を伝える。 ★居住学区の学校に該当の特別支援学級がない場合、近隣の設置学校で教育相談を受ける。	★通級指導教室設置校で教育相談を受ける。	★就学予定校（原則は居住学区の学校）で教育相談を受けて、通常の学級での支援や配慮について相談する。
	★在籍園、就学予定校（通級指導教室設置校）や医療機関等と具体的に相談を進め、就学先の希望を決定する。			
	★在籍校園が就学についての検討委員会を行う。 ★在籍校園と相談しながら、在籍校園に「就学相談票」を作成してもらう。 ★就学予定校は、現在の子どもの様子を参観したり、聞き取りたりする。			★就学予定校への見学や相談などを進めていく。
10月	★在籍校園を通して「就学相談票」等の就学資料を提出する。 「就学相談票」経由先：在籍校園→居住学区学校（→就学予定校（通級指導教室設置校）→市教育委員会 10月1日 市教委への到着締め切り（必着）			
	【市教委】 岡山市子どもの就学にかかわる意見聴取の会の開催 【市教委】 岡山市就学に関する会議の開催			
	★就学時健康診断の受診（本人、保護者） ※10～11月頃居住学区の学校で受診する。			
1月末	【報教委】 岡山県特別支援教育支援委員会の開催 ★就学指定校の決定 就学通知書が市教委から保護者へ送付される。 ※就学予定校名が記載されたもの			
2月	★就学指定校の決定 市教委から在籍校園に審議結果等が通知される。 ★就学予定校と通常の学級での支援や環境づくりについての相談などを進めていく。 ★就学予定校と通常の学級での支援や環境づくりについての相談などを進めていく。			
3月	就学通知書が県教委から保護者に送付される。 ★新小学一年生の通知内容については、保護者が令和7年1月27日(月)～31日(金)までの間に就学予定校に、個別に問い合わせる。 ★新小学一年生の通知内容については、保護者が令和7年3月10日(月)～14日(金)までの間に就学予定校に、個別に問い合わせる。 ★「合理的配慮」の検討が必要な場合には、校内委員会などを通じて学校と保護者とで合意を形成していく。			
	在籍校園は、「就学支援シート」や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成したり、整理したりする。 ★スムーズな支援が行われるように在籍校園、就学予定校と相談をする。			

○就学や特別支援教育に関するご相談
岡山市教育委員会事務局学校教育部教育支援課 (086) 803-1592

【別添資料】
「岡山市における就学相談スケジュール」も参照。

例) 特別支援学級について

特別支援学級の目的

障害による様々な困難を主体的に改善、克服し、心身の調和的な発達を目的とした教育を行うための学級。

重要

※不登校の防止や解消、特定の教科の学力の定着や向上を主目的としているわけではない。



特別支援学級の対象者

知的障害特別支援学級

- • • 知的な障害がある。

自閉症・情緒障害特別支援学級

- • • 知的な遅れはないが、情緒面での課題があり、自閉スペクトラム症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群の診断がある。

重要

※学習障害、ADHDなどは対象とならない。

弱視(視覚障害)特別支援学級

- • • 知的な遅れはないが視覚に障害がある。 → 岡山中央小学校・岡山中央中学校

難聴(聴覚障害)特別支援学級

- • • 知的な遅れはないが聴覚に障害がある。 → 岡山中央小学校・岡山中央中学校

例) 特別支援学級の設置や学級編成

特別支援学級の設置とクラス編成等について

- 1学級8人の定員
- 同じ障害種別の児童・生徒で構成される。
- 人数によっては異学年で1クラスを構成することがある。
- 男女の比率が一方に偏ることがある。
- 知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級は、原則、居住学区の学校に就学する。
- 該当の支援学級の設置がない場合は、近隣の学校への就学になる場合がある。
- 希望すればだれでも就学できるというわけではない。



例) 特別支援学級の教育内容

自閉症・情緒障害、視覚障害、聴覚障害

小学校学習指導要領に準ずる教育課程



自立活動

中学校学習指導要領に準ずる教育課程



自立活動

※基本的に知的発達遅れはないため、必要な支援を行いながら原則学年相応の学習を行う。
※実態により一部下学年の内容を学習する場合もある。



知的障害

個々の児童生徒の実態に応じた教育課程



自立活動

例：下学年の内容や特別支援学校の内容（日常生活の指導／遊びの指導／生活単元学習 等）

例) 特別支援学級の交流及び共同学習

特別支援学級での学びを充実させ、一人一人の教育的ニーズに合わせ、ねらいを明確にした交流及び共同学習を実施する。

交流及び共同学習の目的と実施にあたって

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育てる（交流）
- 教科等のねらいを達成する（共同学習）
- 交流及び共同学習の実施にあたっては、個別の指導計画に基づき、特別支援学級の担任と交流学級の担任が連携して行う。
- 子どもの状況に応じて、交流及び共同学習の時間や学習内容を調整する。



1 学校見学

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

特別支援学校の見学

通級指導教室の見学



- 参観日やオープンスクール等を利用して見学する。
※日程は学校ごとに異なる。各校のHPを見たり、問い合わせたりして、各自で確認することが必要。
- 個別に学校に問い合わせ、日程調整をして見学する。（教頭・特別支援コーディネーター等が対応）
- 就学希望校、就学予定校、居住学区の学校、転居予定がある場合は転居先の学校などを幅広く見学をするとよい。
- 見学や相談をしたら、その学校への就学が決定するということではない。
※子どもも一緒に見学し、その様子も学びの場の選択に生かす。

【見学のポイント】

- ・どのような環境で過ごしているか。
- ・どんな学習をしているか。
- ・どのような支援が行われているか・・・等。



2 教育相談

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

重要

- 教育相談を、管理職、特別支援教育コーディネーター等と行う。
- 年長（5歳児クラス）や小学校・義務教育学校第6学年の6月までに、電話で申し込む。
- 8月中に必ず教育相談を受ける。
- 特別支援学級、通常の学級の両方の支援体制について確認をする。

※1学期末までならば、学習の様子を見学できる可能性があります。

【相談のポイント】（子どもも一緒に見学するのがよい。）

- 就学前の園での集団活動での様子や友だちとの関わり、気になっている行動等について伝える。
- 学級でどのような支援や配慮が行われるか。学習内容や交流及び共同学習等について聞く。
- 義務教育終了後の子どもの姿や進路をイメージして相談する。



2 教育相談

特別支援学校の見学



重要

- 特別支援学校の指導の対象について十分に理解を深める。
- 学校公開や教育相談会などを通じて、必ず教育相談を受ける。
- 居住地の学校の見学や教育相談も必ず行っておく。

【相談のポイント】（子どもと一緒に相談に行くのがよい。）

- 子どもの障害の状態や、気になっている行動等について伝える。
- 特別支援学校でどのような支援や配慮が行われるか。学習内容や環境づくりについて聞く。
- 義務教育終了後の子どもの姿や進路をイメージして相談する。



2 教育相談

通級指導教室の見学



重要

- 在籍校園、就学予定校と相談を行った後、通級指導教室に教育相談を申し込む。
- 9月上旬までに、通級指導教室での教育相談を必ず行う。
- 就学予定校に通級指導教室が設置されている場合、一度教育相談が済んでいれば、改めて通級指導についての教育相談は不要。

【相談のポイント】

- 通級指導教室の指導内容や指導の方法
- 通級指導教室と在籍校園（学級）の連携
- 通級指導教室への通室の時刻や方法、利用の仕方 等



2 教育相談

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

特別支援学校の見学

通級指導教室の見学

重要

○通常の学級においても特別な支援や配慮を行うことが可能。

○いずれの学校や学級においても必要な支援を具体的に相談することが重要。
例)

- 個別の状況に応じた不安解消のために必要な配慮
- 予定の示し方や見通しのための視覚支援や声かけ等
- 車椅子使用に対応するトイレやスロープ、経路等
- 補聴器やFMマイクを使用する場合の座席の位置や使用方法、留意点等

○就学予定校と可能な限り個別の具体的な支援について相談し、学びの場を柔軟に検討する。→○○ありきの検討はうまくいかないことが多い。



4 学びの場の決定について

重要



- 「岡山市子どもの就学にかかる意見聴取の会」、「岡山市就学に関する会議」を開催し、教育委員会が適切な就学先を決定する。
- 就学先の決定にあたっては、保護者及び教育学、医学、心理学等の専門的知識のある方の意見を聴き、地域や学校の状況、支援すべき内容、本人の意見等を総合的に考慮して決定する。
- 保護者、在籍園、学校の希望どおりとならない場合もある。

*参考：学校教育法施行令第18条の2

通常の学級

特別支援学級

特別支援学校

通級指導教室



いずれの学びの場になっても、具体的な子どもの支援ニーズを中心に、必要な手立てや環境づくりの相談をしていくことが大切。



① 令和6年度 岡山市就学説明



令和6年度
岡山市の特別支援教育に関する
就学について

岡山市教育委員会事務局学校教育部
教育支援課



Chapter 1
学びの場の検討について



Chapter 2
就学の流れ



Chapter 3
手続きと必要書類



Chapter 4
フォローアップとQ&A

